

◎日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に
関する協定

(略称) 中国との商標保護協定

昭和五十二年九月二十九日 北京で署名
昭和五十二年十一月二十二日 国会承認
昭和五十三年一月三十一日 東京で確認通告の交換
昭和五十三年三月一日 効力発生
昭和五十三年二月十三日 公布及び告示
(条約第二号及び外務省告示第五一号)

目 次

ページ

前 文	三一九
第一 条 商標権等に関する最恵国待遇	三一九
第二 条 効力発生、有効期間及び終了	三二〇
末 文	三二〇

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協
定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の
共同声明の精神に基づき、
商標の保護によつて両国間の貿易関係を一層発展させること
を希望し、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

第一條

いずれの一方の締約国の法人（外国貿易機構を含む。）及び自
然人も、他方の締約国の領域内において、商標権その他商標登
録に関する権利を享有することに關して、いかなる第三国の法
人（外国貿易機構を含む。）及び自然人に与えられる待遇よりも
不利でない待遇を与えられる。

商標権等
に關する
最惠国待
遇

中華人民共和国和日本國商標保护協定

中華人民共和国政府和日本國政府，根据
一九七二年九月二十九日在北京发表的两国政
府联合声明的精神，本着保护商标以进一步发
展两国贸易关系的愿望，经过友好协商，达成
协议如下：

第一條

締約任何一方の法人（包括对外貿易機構）
及自然人，在締約另一方の領土上，在取得商
標权及其他有关商標注册权利方面，应享有不
低于任何第三國法人（包括对外貿易机构）及
自然人所享有的待遇。

第二条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれ国内において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、三箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

千九百七十七年九月二十九日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のため

佐藤正二

中華人民共和国政府のため

李 強

第二条

一、本協定は各自国家履行行為発生所必要の国内法律手続并交換確認通知之日起の第三十天开始生效。本協定有効期为三年、三年之后、在根据本条第二款的规定宣布终止之前、继续有效。

二、缔约任何一方在最初三年期满或在其后、可以在三个月之前、以书面预先通知缔约另一方、随时终止本协定。

本协定于一九七七年九月二十九日在北京签订，正本共两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中华人民共和国政府代表

李 强

日本国政府代表

佐藤正二

末 文

効力発生、
有効期間
及び終了

(参考)

この協定は、商標権その他商標登録に関する権利の享有に関する最恵国待遇について定めたものである。